



# 筑紫女学園大学リポジト

## 法琳の仏滅年代選択とその影響

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 人間文化研究所 公開日: 2024-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 真名子, 晃征 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000039">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000039</a>

# 法琳の仏滅年代選択とその影響

真名子 晃 征

## Falin's Selection of the Date of the Buddha's Passing and its Influence

Akimasa MANAKO

### はじめに

中国における仏滅年代の認識を探る研究として、これまでにいくつかの論考を発表した<sup>1</sup>。前稿までに、5世紀から7世紀にかけての仏滅年諸説について、唐代の僧侶である法琳の著作を除く主要な記事の抽出・整理を終えた。本稿は、その続編として、法琳の著作『破邪論』『弁正論』に示される仏滅年代記事に焦点を当て、その主張の意義と後代への影響を検討していく。

前稿までの検討によって知られたことは、当時の中国において仏滅年代が示される際、法顕の西域求法について記した『高僧法顕伝』や、魏収の『魏書』『釈老志』のように、単に釈尊の生涯として歴史的に言及するものは稀であり、大抵の場合、「末法思想」と「道仏論争」のいずれかを背景とし、それらと関連して論じられていることである。

本稿でテーマとなるのは、隋唐代に衝突した道教と仏教の対論、いわゆる道仏論争であり、仏教側の代表的人物の1人である法琳である。そこで法琳が主張するのが、釈尊の入滅を周穆王の五十二年とする「穆王五十二年入滅説」である。これは主として、釈尊と老子の時代的な先後を論ずるなかで示された。時代が進み、近代的な研究方法によって史実としての釈尊の生涯が検討されるまでは、最も多く用いられ定着していた説といえよう。後世の記事によって西暦換算すれば、穆王五十二年は紀元前949年にあたる。

ところが、この穆王五十二年入滅説はその後、別の重要な意味を持つことになる。釈尊滅後の時代観である、正法・像法・末法という三時思想の時代区分の起点となったことである。末法初年は、仏滅年に正法・像法の年代を加算することで算出される。日本においては永承七年(1052)に末法が始まるとされたが、これも前949年に、正法1000年・像法1000年の計2000年を足すことで

導き出されるものである。

おそらく一般的には、末法思想は隋代、道仏論争は唐代というおおまかな認識が定着していると思われる。前者は、三階教の信行や浄土教の道綽、後者は今回とりあげる法琳をはじめとする護法僧たちの印象から来るものだろう。ただ、末法初年の算出が唐代の法琳の説を待つのであれば、その認識も一概に正しいとはいいい切れなくなる。

本稿では、複雑に絡み合う末法思想、道仏論争、仏滅年代論という3つの関係性について整理していく。法琳を基軸として整理し直すことで、それらの関係性が浮かび上がってくる。

## 1、法琳とその時代

### 1-1 法琳の生涯と著作

南北朝末から隋唐にかけて、国家と仏教との関係はめまぐるしく変化し、道教と仏教との大きな対立も生じていた。時の権力者がどちらを優遇するかによって、その存続すらも危ぶまれた。そのような時代を生きた法琳の事跡についてはすでに詳細な検討がなされている<sup>ii</sup>。よってここでは、法琳の生涯と著作について、基礎資料となる道宣『続高僧伝』をもとに、関連する人物名を挙げながら、その概要を示しておく<sup>iii</sup>。

法琳（572-640）、俗姓は陳氏、潁川（河南省）の出身である。幼くして出家し、江蘇省・湖北省などにおいて道をたずねた後、隋（581-618）の終わり頃、陝西省の長安へと移る。仏教に加え、儒教や道教、様々な古典をも深く学んだという。義寧元年（617）から1年ほどは、道士としても過ごしている。そのことは著作にも色濃く反映されている。

唐高祖（在位618-626）の武徳四年（621）、唐の太史令であり、かつて道士でもあった傅奕（555-639）による廃仏にかかる十一条の上奏がなされる。それに対して法琳は『破邪論』を著すこととなる。その序文は、書家としても著名な虞世南（558-638）によって書かれた。続いて630年頃に編まれた『弁正論』においても、道教と仏教の優劣そして邪正について強く論じていく。これには陳子良（575-632）の注と序が付されている。その他、道士の李仲卿や劉進喜による仏教排斥の訴えが続く。『弁正論』は彼らの活動に対するものであった。

唐太宗（在位626-649）の貞観元年（627）には、龍田寺が寄進されるなど国家の仏教保護の姿勢が見られるが、それも長く続くものではなかった。貞観十一年（637）には、唐はもともと道教の祖である老子（李耳）をもって先祖とするため、道教を優先し、仏教はその下位とするという、いわゆる道先仏後の勅命が下る。

貞観十三年（639）に道士の秦世英が「法琳の『弁正論』は不敬にあたる」と進言、法琳は太宗からの尋問に応じるも、配流が決まり、その翌年に道中で没することとなる。『続高僧伝』には、宮殿内の儀礼を監督する侍御史の韋棕とのやりとりなども記されている。

## 1-2 同時代ネットワーク

法琳をとりまく環境をより詳しく見ていくために、周辺の人物ネットワークを道宣『続高僧伝』をもとに探ってみたい。法琳の伝記に加え、伝記中に法琳の名が見える人物は次の通りである<sup>iv</sup>。

【巻3「訳経篇三」】①波頗、③慧浄

【巻11「義解篇七」】⑦彭淵

【巻17「習禅篇二」】③智顛

【巻19「習禅篇四」】⑬智蔵

【巻24「護法篇下」】②慧乗、④法琳、⑨道会

【巻25「感通篇上」】⑳僧朗

それぞれが法琳といかなるつながりをもっていたのか、本稿の趣旨に関連する範囲でその概要を整理しておこう。

訳経篇の波頗（波羅頗迦羅蜜多羅、波羅頗蜜多羅とも、565-633）は、『大乘莊嚴經論』（『大正藏』No.1604）等の訳者として知られている。唐の貞観三年（629）、その波頗を中心に長安の大興善寺に有識者が招集され、翻訳事業が進められた。そこでは、後述の慧乗が証義、法琳が綴文の役割をつとめたという。同じく波頗の翻訳に綴文として携わった慧浄（578-?）は、蔡子晃・成世英といった道士と対論し、『折疑論』を残したことが伝記に記されている。その解説にあたって、法琳のものとしてされる文章および発言が載せられている。

義解篇の彭淵（544-611）は北周武帝（在位560-578）の廃仏を経験した人物で、その伝記には末法に関する記述も残る。法琳はこの彭淵の弟子であったとされ、師亡き後、舍利塔を建て、その遺徳を讃える銘を記したという。

習禅篇の智顛（538-597）は天台宗の祖として知られるが、智顛伝の末に、法琳はその弟子として記されている<sup>v</sup>。智蔵（541-625）は、北周の廃仏に強く抗議した護法僧・静藹（534-578）の弟子となる。静藹は廃仏への危機感から、終南山の険しい山中等に僧侶達を避難させ、自身は抗議の形として腹を割き命を絶った人物である。それにより、智蔵は還俗を逃れ、隋代に活躍する。法琳はこの智蔵亡き後に建てられた碑に文を残した。

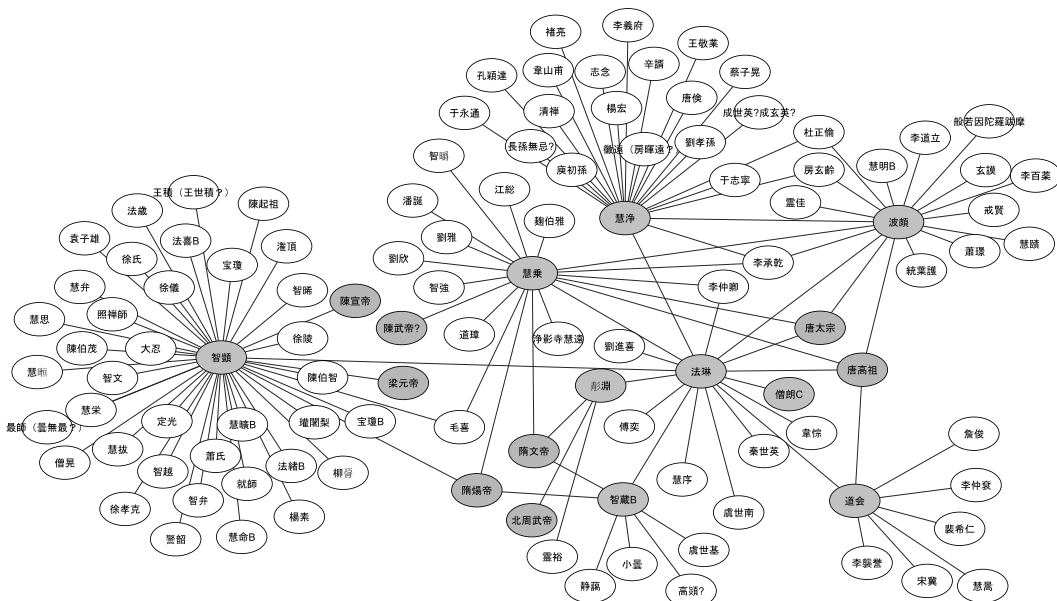
護法篇の慧乗（555-630）は、隋から唐にかけて活躍した僧侶である。唐太宗（在位626-649）の秦王時代に、慧乗は様々に問答を交わすなかで、仏教を批判する『十異九迷論』を著した李仲卿と対峙している。同じく護法篇に載せられる道会（580?-649?）は、四川省において、道士の宋冀なるものが治める道観を寺院に転向させるべく動いている。法琳との関係としては、唐高祖（在位618-626）が崩御した際に長安に入ったと記した箇所「因与琳師同修弁正」とする記述が残っている。情報が少なくどういった意味かは不明だが、「琳師」「弁正」の語から、これがいま検討する法琳のことと判断できる。

感通篇の僧朗（?-618?）は、その伝にいくつもの神異・奇瑞が記される。国家とは距離を置いて

た人物であったが、大衆を惑わすとして処刑された。その伝記の末に、同じく湖北省に住した法琳と交友があったと記される。他の人物と比して、個人的なつながりといえるだろうか。

以上の8人に法琳を加えた9人の、各伝記中に登場する僧侶・皇族・官僚・隠士などを含む全人物を抽出し、人物相関図を作成したものが【資料1】同時代ネットワークとなる。色付きの人物が抽出の基点とした人物と伝記に登場する皇帝である。また、上記9人と『続高僧伝』の著者・道宣の在位期間、および各皇帝の在生・在位期間を表にしたものが【資料2】人物年表である。関連する出来事もあわせて示した。

【資料1】同時代ネットワーク

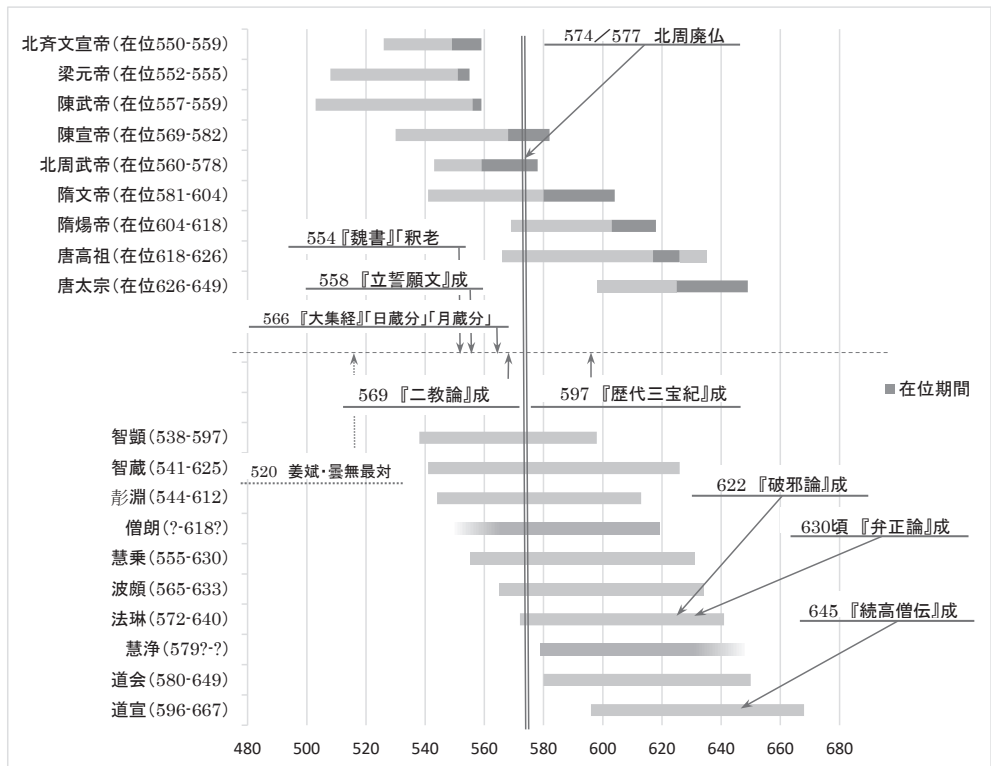


【資料1】同時代ネットワークからわかることは、僧朗を除く他の僧侶が、隋の文帝（在位581-604）・煬帝（在位604-618）、唐の高祖（在位618-626）・太宗（在位626-649）をはじめ、各時代の皇帝や皇族と何らかの関わりがあることである。優秀な僧侶としての招聘の場合もあれば、道教と仏教の対論、排斥の対象というように、必ずしも良好な関係ではない。

北周の廢仏に直面した人物と法琳との関係も興味深い。【資料2】人物年表から、調査対象とした人物の多くは、廢仏を直接経験した世代ではないことがわかる。実質的に被害を受けたとされるのは彭淵と智蔵であろう。彼らの没後に建てられた碑に銘を残したといった記述は、法琳の法難への思いが読みとれる。

以上、法琳の生涯と彼をとりまく周囲の環境について確認してきた。すでに知られるように、主に道仏論争というかたちで国家と深い関わりを持った法琳は、護法僧として記録されている。隋による仏教興隆の時代を経て、唐における道教との対論で、厳しい状況に置かれた仏教界において、多くの僧侶が奔走するなかに法琳はいた。そのなかで法琳が再三論じたのが、中国への仏

## 【資料2】人物年表



教伝来、そして仏滅年代についてであった。理由は、釈尊と老子との先後を議論するためである。では、次章以降で、法琳の仏滅年代に関する記事を確認していこう<sup>vi</sup>。

## 2、622年成立 法琳『破邪論』における仏滅年の諸説

### 2-1 『破邪論』上（『周書異記』引用）

法琳『破邪論』上（『大正藏』52.478b）

『周書異記』云「周昭王即位二十四年甲寅歳四月八日、江河泉池、忽然泛漲、井水並皆溢出。宮殿入舍、山川大地、咸悉震動…  
 穆王五十二年壬申歳二月十五日平旦、暴風忽起發損人舍、傷折樹木。山川大地皆悉震動。午後天陰雲黑、西方有白虹十二道、南北通過、連夜不滅…  
 当此之時、仏入涅槃也」。

『周書異記』をもとに、仏誕年を「周昭王即位二十四年甲寅歳」、仏滅年を「穆王五十二年壬申歳」とする。帝王年による情報のみが記される。ただ、ほぼ同文が掲載される道宣『広弘明集』では、仏滅を穆王五十三年とする校異が挙げられている<sup>vii</sup>。

なお、同じく『周書異記』を用いて「穆王五十二年」を仏滅とする記事として、彦琮『唐護法沙門法琳別伝』がよく知られている。こちらからは貞観十三年（639）を起点とした逆算によって、前949年入滅が導き出される<sup>viii</sup>。

・「穆王五十二年壬申歳」

## 2-2 『破邪論』上（姜斌・曇無最対論）

法琳『破邪論』上（『大正蔵』52.481b）

正光元年歳次庚子（520）七月、明帝（在位516-527）加朝服大赦天下…

爾時、清通觀道士姜斌、与融覺寺法師曇謨最対論。帝問曰「仏与老子同時、以不」…

姜斌曰「当周定王即位三年乙卯之歳、於楚国陳郡苦縣厲郷曲仁里、九月十四日夜子時生…

当周敬王即位元年庚辰之歳、年八十五、見周徳陵遲、遂与散関令尹喜、西入化胡。此足明矣」。

法師報云「仏当周昭王二十四年四月八日生、穆王五十二年二月十五日滅度。

計入涅槃、経三百四十五年、始到定王三年、老子方生。生已年八十五、至敬王元年、凡経四百二十五年、始与尹喜西遁。此則年月懸殊、所説不同。無乃謬乎」。

姜斌曰「若仏生当周昭王之時、出何文記」。

法師対曰「出『周書異記』并『漢法本内伝』、並有明文」。

2-1と同様、仏滅を周穆王の時代とするもので、道士の姜斌と、僧侶の曇謨最（曇無最）との対論において、仏教側の主張としてあらわれる説となる。先に記した『周書異記』に加え、『漢法本内伝』を根拠とし、帝王年による表記によって「穆王五十二年」を入滅年とする。

これは『広弘明集』に加え、道宣『続高僧伝』『集古今仏道論衡』にも同じ記事が収録されているが、『集古今仏道論衡』では校異として五十三年と記される<sup>ix</sup>。

・「穆王五十二年」（五十三年）

## 2-3 『破邪論』下（『歴代三宝紀』引用）

法琳『破邪論』下（『大正蔵』52.484b）

尋釈迦之肇、基依漢東都『郊祀』、晋魏等書、及王侯『史録』、費長房『三宝録』、考校『普曜』『本行』等經、並云、仏是周時第十五主莊王他九年癸巳之歳四月八日…

十九出家、三十成道、四十九年処世説法。利益天人、度脱群品。

至周匡王四年壬子二月十五日後夜、於拘尸城入般涅槃。自滅度已來、至今大唐武徳五年壬午之歳（622）、計得一千二百二十一歳。

これは、費長房『歴代三宝紀』の内容をほぼ踏襲している<sup>x</sup>。いくつかの出典を示しつつ釈尊の生涯を記すなかで、仏滅年を「周匡王四年壬子」としている。『歴代三宝紀』ではそれに続き、開皇十七年（597）までに1205年が経過したとしており、逆算すると前609年（壬子）が導き出され

る。ここでも同様に、武徳五年（622）を基点に1221年前を仏滅年と記している。逆算すると前599年（壬戌）が導き出されるが、干支「壬子」は一致しない。ただ、『歴代三宝紀』との記述の近似から、『破邪論』が示すものも同じ説のことを指しているのは間違いないだろう。仏滅年の1221年前は1231年前の誤記と推測できる。『広弘明集』に引用されるが、校異なし。

・「周匡王四年壬子」

・ $622 - 1221 = -599$ （壬戌、不一致） → 前609（壬子）

### 3、630年頃成立 法琳『弁正論』における仏滅年の諸説

#### 3-1 『弁正論』五「仏道先後論」

法琳『弁正論』五「仏道先後論」（『大正蔵』52.521c）

『長謙紀』云「仏是昭王二十六年甲寅歳生、穆王五十三年壬申之歳、仏始滅度」（至開皇五年（585）、得一千五百七十六載矣）

与『周書異記』并『漢法本内伝』及『法王本記』、与吳尚書令闕澤・魏曇謨最法師等、所記不差…

又、高麗王表問齊后「諸仏生世、可得聞乎」。文宣帝召上統法師、為文具報。于時引周穆伝（蓋『穆王別伝』也）、以対使人。与姚長謙所引無異。

隋代の姚長謙（6世紀、姚恭）によって記された『長謙紀』を出典として仏滅年を示している。この記事の直前には、姚長謙が何妥らとともに数多くの資料を参考に『年曆帝記』を編纂したと記す<sup>xi</sup>。この記述の意図するところは、釈尊が老子に先行することを示す点にある。

ここでは、仏誕を「昭王二十四年甲寅之歳」、仏滅を「穆王五十三年壬申之歳」とし、釈尊の生涯を79年としている。仏誕年と仏滅年を示した後、開皇五年（585）に至るまでに1576年が経過したとするが、これが仏誕・仏滅のどちらを算出しようとしているのか定かではない。仮に記述通りに、これが仏滅年を指すものとして逆算すると前991年（庚寅）が得られる。仏誕年を指すものとして逆算の上、釈尊の生涯を加算すると前913年（戊申）が得られる。干支は仏誕年の甲寅、仏滅年の壬申のいずれとも一致しない。

なお、この説は彦琮『法琳別伝』においても「論第五云」として引用される。そこでは、貞観十三年（639）を基点に計算され、結果、前949（壬申）を仏滅年としている<sup>xii</sup>。

・「穆王五十三年壬申之歳」

・ $585 - 1576 = -991$ （庚寅、干支不一致）

・ $585 - 1576 + 78 = -913$ （戊申、干支不一致）

#### 3-2 『弁正論』六「十喩篇」

法琳『弁正論』六「十喩篇」（『大正蔵』52.525c）



外六異曰〔注老君降世、始自周文之日、訖于孔丘之時。釈迦下生、肇於浄飯之家、当我莊王之世〕

内六諭曰〔注迦葉生桓王丁卯之歳、終景王壬午之年。雖訖孔丘之時、不生姬昌之世。調御誕応昭王甲寅之年、終穆王壬申之歳。是為浄飯之胤、本出莊王之前〕

前項と同じく、老子と釈尊の先後を論じる内容である。ここでは「穆王壬申之歳」としているのみで、それ以上の情報は得られない。『広弘明集』に引用されるが、異同なし。

・「穆王壬申之歳」

### 3-3 『弁正論』六「九箴篇」

法琳『弁正論』六「九箴篇」（『大正蔵』52.530a）

是以、河池涌泛、昭王歛於誕神。雲霓四變、穆后欣於亡聖。

『周書異記』云「昭王二十四年四月八日、江河泉池、悉皆泛漲。穆王五十二年二月十五日、暴風卒起、樹木摧折、天陰雲黑、有白虹之怪也」。

『周書異記』をもとに、仏誕年を「昭王二十四年」、仏滅年を「穆王五十二年」とする。帝王年による情報のみが記される。『広弘明集』に引用されるが、異同なし。

・「穆王五十二年」

## 4、仏滅年諸説の関連性

### 4-1 『破邪論』『弁正論』と仏滅年代

以下は、これまでの調査結果に本稿にて新たに整理した情報を加えて検討していく。まずは、今回抽出・整理した『破邪論』『弁正論』所説の6例から指摘できることを挙げておこう。

- ・『破邪論』上（『周書異記』引用）——「穆王五十二年壬申歳」（五十三年）
- ・『破邪論』上（姜斌・曇無最対論）——「穆王五十二年」（五十三年）
- ・『破邪論』下（『歴代三宝紀』引用）——「周匡王四年壬子」前609（壬子）
- ・『弁正論』五「仏道先後論」——「穆王五十三年壬申之歳」前991？前913？
- ・『弁正論』六「十諭篇」——「穆王壬申之歳」
- ・『弁正論』六「九箴篇」——「穆王五十二年」

まず確認できるのは「穆王五十二年」「穆王五十三年」という表記の異同である。干支が示される場合はいずれも「壬申」となる。この異同が『破邪論』『弁正論』執筆時点で生じていたのか、写本・版本作成の段階で生じたのかは知る由もないが、その後、仏滅年を周穆王時代とする文献

では頻繁に見受けられる。帝王在位期間の確定については、中国でも国家プロジェクトとして進められてきたが、帝王年による表記の不確実性を示す事例といえよう。よって、本稿では「穆王五十二年壬申」を一応の表記としておく。

2点目に、法琳著作では2-3『破邪論』下（『歴代三宝紀』引用）の前609（壬子）とする記事を除き、逆算によって西暦が確定できる記述が見当たらず、本研究で定めた仏滅年の算定条件を満たさない。後世に法琳所説として定着する前949年という西暦も、その著作自体からは算出できない。

そして3点目に、仏滅年代には多くの異説があるが、2-3『歴代三宝紀』引用以外の記述はすべて周穆王の時代とするものとなる。『歴代三宝紀』引用に関しても、中国への仏教伝来を論じる前段階の情報を紹介するものであり、法琳自身は「穆王五十二年」を採用していることがわかる。

#### 4-2 仏滅年諸説の2分類

今回算出した6例に、これまでに整理していた算定条件を満たした12例、算定条件を満たさないが考察に関係する2例を加えた計20例を文献の成立年代順に並べたものが【資料3】仏滅年諸説一覧（成立順）である。

中国で多く採用された仏滅年は、彦琮『法琳別伝』などが主張する前949年（壬申）説 — 周穆王五十二年入滅、そして、費長房『歴代三宝紀』などが主張する前609年（壬子）説 — 周匡王四年入滅の2説である。他の説も傾向としてこのいずれかの周辺を仏滅年としているので、仏滅年を紀元前1000年頃とするグループを「A群」、前600年頃とするグループを「B群」と定めた。この分類のポイントは、その文献の執筆者が「末法」に生きる自覚があったか否かという点にある。すなわち、5世紀から7世紀にかけての人物がB群を選んだ時点で、その人物が生きる時代は末法にあてはまらない。

さて、いま注目したいのは、諸説を成立順に並べてみると、主として隋代にB群、唐代にA群が用いられ、結果A群が定着していくということである。隋代といえば、北周の廢仏から末法思想が流行したと考えられるが、B群が採用された事実からは、その認識が必ずしも正しいとは限らない。特に、隋代に生きた費長房等には末法の自覚がなかったことになる。これについてはすでに論じた<sup>xiii</sup>。

とはいえ、最も古い416年成立となる『法顕伝』がA群であることから、そのルーツはA群の方が古いと予想される。中国における仏滅年代の認識がA群からB群に移行し、そして最終的にA群が定着していくことに何らかの理由があるのだろうか。これについてもう少し立ち入って考えてみたい。

### 【資料3】 仏滅年諸説一覧（成立順）

A群	416年成立	法顕『法顕伝』	——	前1085年（-）
B群	554年成立	魏収『魏書』「釈老志」	——	前609年（-）
A群	○558年成立	慧思『立誓願文』	——	前1068年（癸酉）
B群	○569年成立	道安『二教論』	——	前637年（甲申）「襄王十五年歳在甲申」
A群	○597年成立	費長房『歴代三宝紀』法上傳	——	前889年（壬申）
B群	○597年成立	費長房『歴代三宝紀』道安伝	——	前637年（甲申）「襄王十五年歳在甲申」
B群	○597年成立	費長房『歴代三宝紀』帝年上	——	前609年（壬子）「匡王四年壬子」
B群	○597年成立	費長房『歴代三宝紀』帝年上・総目	——	前609年（壬子）匡王四年壬子
B群	597年成立	費長房『歴代三宝紀』勅有司撰	——	前598年（-）
B群	597年成立	費長房『歴代三宝紀』僧伽跋陀羅伝	——	前485年（-）
A群	※600年頃成立	吉蔵『法華玄論』	——	前1000年頃（-）
A群	※622年成立	法琳『破邪論』上（『周書異記』）	——	「穆王五十二年壬申歳」or「穆王五十三年壬申歳」
A群	※622年成立	法琳『破邪論』上（姜斌・曇無最）	——	「穆王五十二年」or「穆王五十三年」
B群	○622年成立	法琳『破邪論』下（『歴代三宝紀』引用）	——	前609年（壬子）「匡王四年壬子」
A群	※630年頃成立	法琳『弁正論』五「仏道先後論」	——	「穆王五十三年壬申之歳」
A群	※630年頃成立	法琳『弁正論』六「十喻篇」	——	「穆王壬申之歳」
A群	※630年頃成立	法琳『弁正論』六「九歳篇」	——	「穆王五十二年」
A群	○639年成立	彦琮『法琳別伝』	——	前949年（壬申）「穆王五十二年壬申之歳」
A群	○645年成立	道宣『続高僧伝』法上傳	——	前889年（壬申）
A群	※661年成立	道宣『集古今仏道論衡』	——	「穆王五十三年」or「穆王五十二年」

A群 仏滅年を紀元前1000年頃とするグループ  
 B群 仏滅年を紀元前600年頃とするグループ  
 「」 「帝年による表記」の本文引用  
 ○ 「逆算による表記」「干支による表記」の両方が得られ、仏滅年が確定されたもの  
 ※ 算定条件を満たさないもの

#### 4-3 A群とB群の先後

仏滅年代の認識の変遷を考えると、その理由として考えられるのは末法思想と道仏論争という思想上の課題解決である。末法思想であれば今あるいは近い将来を末法と設定する必要があり、道仏論争であれば、釈尊を老子よりも先に生きた人物としたいはずである。いずれにせよ、仏滅年代は時代を遡るA群である方が好都合である。

ではなぜ隋代でB群が採用されたのか。この理由に関しては、これまでの検討結果からは結論を導き出せない。少なくとも、B群が主として用いられたであろう隋代は、三時思想という時代観の上での末法思想は流行していなかった、あるいは浸透していなかったということは指摘しうる。言い換えれば、釈尊滅後の仏教衰退の教説に社会不安を照らし合わせた末法思想と、正法・像法・末法という三時思想を踏まえた上での末法思想とに分けられることになる。隋代に末法思想が流行したという場合は前者を指すことになり、後者を指す場合は、仏滅年としてA群が定着する時、つまり、唐代の道仏論争以降でなければならない。

反対に、A群について考えてみよう。『法顕伝』からA群の起源が古いことがわかる。成立年

も明らかに他の説から離れており、末法思想も道仏論争も考慮する必要はないだろう。次に慧思『立誓願文』、『歴代三宝紀』『続高僧伝』所引の法上传が続く。その他の説はすべて『歴代三宝紀』以降に成立した文献となる。また、2-2『破邪論』上(姜斌・曇無最対論)の穆王五十二年入滅説は、正光元年(520)に行われた対論のなかで示された説とされる。『破邪論』の他、道宣の『続高僧伝』曇無最伝、『集古今仏道論衡』にも同内容の記事が載る。この記事にどれほどの信頼がおけるかによって、穆王五十二年入滅説のはじまりをいつとするかが変わってくる。さらに、西暦換算は当然なされていないが、干支での換算は行われていたと考えられるので、前949年(壬申)説の存在も考慮する必要性が生じる。

ここで注目したいのが、慧思『立誓願文』の前1068年説と、彦琮『法琳別伝』の前949年説、『歴代三宝紀』『続高僧伝』における法上传の前889年説との関係性である。この3説と、費長房の選択した前609年説を並べたものが【資料4】仏滅年諸説比較となる。

一見して分かる通り、3説はすべて60年周期のズレとなっている。前889年(壬申)、前949年(壬申)は干支の一致から明らかである。慧思『立誓願文』の前1068年(癸酉)は仏滅を80歳としており、他の79歳する説と1年の差があるが、それを除けば釈尊の生涯における、甲寅誕生、19歳出家、30歳成道という出来事は対応しており、同じ規則性をもつものである。これは『歴代三宝紀』の仏教年表に記される釈尊の生涯と同じである。

この60年周期のズレをもつA群3説がそれぞれ独立してあらわれたとは考えがたい。この状況にはいくつかの可能性が考えられる。干支の情報のみが知られており、執筆者各々が仏滅年を提示した結果、60年周期のズレが生じたとするならば、すべての基準となるルーツが存在したことになる。仏滅年諸説の初出がそれぞれ上記文献であるならば、その成立順は、前1068年説→前889年説→前949年説となる。なぜ1度下がった仏滅年が、再び引き上げられたのか。さらに、3説のいずれか、あるいは3説共通のルーツが基準となって、他の説が意図的に60年周期のズレを生じさせたのであれば、それは何のためであったのか。その場合、費長房の前609年説との先後関係はどうだったのか等、疑問は尽きない。

仏滅年代の整理によって、すべての解決がはかれるわけではない。ただ、一々の仏教史が抱える課題に対しては、解決の糸口を提示できるのではないかと考える。例として、A群とB群の先後について、先行研究において議論される慧思『立誓願文』の偽撰説を採りあげて考察してみたい。

#### 4-4 仏滅年諸説の調査結果から 一慧思『立誓願文』を例として

慧思『立誓願文』の真撰・偽撰といった論考のなかに、恵谷隆戒氏の偽撰説に対して真撰説を主張した若江賢三氏の論考がある。この論考は、仏滅年代の成立順序といったものをテーマに含んでおり、同じく仏滅年代について論じた楠山春樹氏との論文上での議論からなっている<sup>xiv</sup>。『立誓願文』についての恵谷・若江両氏の主張、仏滅年代の先後関係についての楠山氏・若江氏の主張、どれも一定程度理解はできるが、議論の終着につながる決め手となるものが示されていると

【資料4】 仏滅年諸説比較

慧思『立誓願文』

彦殊『法琳別伝』※法琳『破邪論』

費長房『歴代三宝紀』 法上説

Cf. 費長房『歴代三宝紀』 帝年上

-1200	辛酉	-1140	辛酉	8	-1080	辛酉	68	-1020	辛酉	8	-960	辛酉	68	8	-900	辛酉	68	-840	辛酉	68	-780	辛酉	68	-720	辛酉	68	-660	辛酉	68	-600	辛酉	68	-540	辛酉	68	-480	辛酉	68	-420	辛酉	68	-360	辛酉	68	-300	辛酉	68	-240	辛酉	68	-180	辛酉	68	-120	辛酉	68	-60	辛酉	68	0	辛酉	68	60	辛酉	68	120	辛酉	68	180	辛酉	68	240	辛酉	68	300	辛酉	68	360	辛酉	68	420	辛酉	68	480	辛酉	68	540	辛酉	68	600	辛酉	68	660	辛酉	68	720	辛酉	68	780	辛酉	68	840	辛酉	68	900	辛酉	68	960	辛酉	68	1020	辛酉	68	1080	辛酉	68	1140	辛酉	68	1200	辛酉	68
-1199	壬戌	-1139	壬戌	9	-1079	壬戌	69	-1019	壬戌	9	-959	壬戌	69	9	-899	壬戌	69	-839	壬戌	69	-779	壬戌	69	-719	壬戌	69	-659	壬戌	69	-599	壬戌	69	-539	壬戌	69	-479	壬戌	69	-419	壬戌	69	-359	壬戌	69	-299	壬戌	69	-239	壬戌	69	-179	壬戌	69	-119	壬戌	69	-60	壬戌	69	0	壬戌	69	60	壬戌	69	120	壬戌	69	180	壬戌	69	240	壬戌	69	300	壬戌	69	360	壬戌	69	420	壬戌	69	480	壬戌	69	540	壬戌	69	600	壬戌	69	660	壬戌	69	720	壬戌	69	780	壬戌	69	840	壬戌	69	900	壬戌	69	960	壬戌	69	1020	壬戌	69	1080	壬戌	69	1140	壬戌	69	1200	壬戌	69
-1198	癸亥	-1138	癸亥	10	-1078	癸亥	70	-1018	癸亥	10	-958	癸亥	70	10	-898	癸亥	70	-838	癸亥	70	-778	癸亥	70	-718	癸亥	70	-658	癸亥	70	-598	癸亥	70	-538	癸亥	70	-478	癸亥	70	-418	癸亥	70	-358	癸亥	70	-298	癸亥	70	-238	癸亥	70	-178	癸亥	70	-118	癸亥	70	-60	癸亥	70	0	癸亥	70	60	癸亥	70	120	癸亥	70	180	癸亥	70	240	癸亥	70	300	癸亥	70	360	癸亥	70	420	癸亥	70	480	癸亥	70	540	癸亥	70	600	癸亥	70	660	癸亥	70	720	癸亥	70	780	癸亥	70	840	癸亥	70	900	癸亥	70	960	癸亥	70	1020	癸亥	70	1080	癸亥	70	1140	癸亥	70	1200	癸亥	70
-1197	甲子	-1137	甲子	11	-1077	甲子	71	-1017	甲子	11	-957	甲子	71	11	-897	甲子	71	-837	甲子	71	-777	甲子	71	-717	甲子	71	-657	甲子	71	-597	甲子	71	-537	甲子	71	-477	甲子	71	-417	甲子	71	-357	甲子	71	-297	甲子	71	-237	甲子	71	-177	甲子	71	-117	甲子	71	-60	甲子	71	0	甲子	71	60	甲子	71	120	甲子	71	180	甲子	71	240	甲子	71	300	甲子	71	360	甲子	71	420	甲子	71	480	甲子	71	540	甲子	71	600	甲子	71	660	甲子	71	720	甲子	71	780	甲子	71	840	甲子	71	900	甲子	71	960	甲子	71	1020	甲子	71	1080	甲子	71	1140	甲子	71	1200	甲子	71
-1196	乙丑	-1136	乙丑	12	-1076	乙丑	72	-1016	乙丑	12	-956	乙丑	72	12	-896	乙丑	72	-836	乙丑	72	-776	乙丑	72	-716	乙丑	72	-656	乙丑	72	-596	乙丑	72	-536	乙丑	72	-476	乙丑	72	-416	乙丑	72	-356	乙丑	72	-296	乙丑	72	-236	乙丑	72	-176	乙丑	72	-116	乙丑	72	-60	乙丑	72	0	乙丑	72	60	乙丑	72	120	乙丑	72	180	乙丑	72	240	乙丑	72	300	乙丑	72	360	乙丑	72	420	乙丑	72	480	乙丑	72	540	乙丑	72	600	乙丑	72	660	乙丑	72	720	乙丑	72	780	乙丑	72	840	乙丑	72	900	乙丑	72	960	乙丑	72	1020	乙丑	72	1080	乙丑	72	1140	乙丑	72	1200	乙丑	72
-1195	丙寅	-1135	丙寅	13	-1075	丙寅	73	-1015	丙寅	13	-955	丙寅	73	13	-895	丙寅	73	-835	丙寅	73	-775	丙寅	73	-715	丙寅	73	-655	丙寅	73	-595	丙寅	73	-535	丙寅	73	-475	丙寅	73	-415	丙寅	73	-355	丙寅	73	-295	丙寅	73	-235	丙寅	73	-175	丙寅	73	-115	丙寅	73	-60	丙寅	73	0	丙寅	73	60	丙寅	73	120	丙寅	73	180	丙寅	73	240	丙寅	73	300	丙寅	73	360	丙寅	73	420	丙寅	73	480	丙寅	73	540	丙寅	73	600	丙寅	73	660	丙寅	73	720	丙寅	73	780	丙寅	73	840	丙寅	73	900	丙寅	73	960	丙寅	73	1020	丙寅	73	1080	丙寅	73	1140	丙寅	73	1200	丙寅	73
-1194	丁卯	-1134	丁卯	14	-1074	丁卯	74	-1014	丁卯	14	-954	丁卯	74	14	-894	丁卯	74	-834	丁卯	74	-774	丁卯	74	-714	丁卯	74	-654	丁卯	74	-594	丁卯	74	-534	丁卯	74	-474	丁卯	74	-414	丁卯	74	-354	丁卯	74	-294	丁卯	74	-234	丁卯	74	-174	丁卯	74	-114	丁卯	74	-60	丁卯	74	0	丁卯	74	60	丁卯	74	120	丁卯	74	180	丁卯	74	240	丁卯	74	300	丁卯	74	360	丁卯	74	420	丁卯	74	480	丁卯	74	540	丁卯	74	600	丁卯	74	660	丁卯	74	720	丁卯	74	780	丁卯	74	840	丁卯	74	900	丁卯	74	960	丁卯	74	1020	丁卯	74	1080	丁卯	74	1140	丁卯	74	1200	丁卯	74
-1193	戊辰	-1133	戊辰	15	-1073	戊辰	75	-1013	戊辰	15	-953	戊辰	75	15	-893	戊辰	75	-833	戊辰	75	-773	戊辰	75	-713	戊辰	75	-653	戊辰	75	-593	戊辰	75	-533	戊辰	75	-473	戊辰	75	-413	戊辰	75	-353	戊辰	75	-293	戊辰	75	-233	戊辰	75	-173	戊辰	75	-113	戊辰	75	-60	戊辰	75	0	戊辰	75	60	戊辰	75	120	戊辰	75	180	戊辰	75	240	戊辰	75	300	戊辰	75	360	戊辰	75	420	戊辰	75	480	戊辰	75	540	戊辰	75	600	戊辰	75	660	戊辰	75	720	戊辰	75	780	戊辰	75	840	戊辰	75	900	戊辰	75	960	戊辰	75	1020	戊辰	75	1080	戊辰	75	1140	戊辰	75	1200	戊辰	75
-1192	己巳	-1132	己巳	16	-1072	己巳	76	-1012	己巳	16	-952	己巳	76	16	-892	己巳	76	-832	己巳	76	-772	己巳	76	-712	己巳	76	-652	己巳	76	-592	己巳	76	-532	己巳	76	-472	己巳	76	-412	己巳	76	-352	己巳	76	-292	己巳	76	-232	己巳	76	-172	己巳	76	-112	己巳	76	-60	己巳	76	0	己巳	76	60	己巳	76	120	己巳	76	180	己巳	76	240	己巳	76	300	己巳	76	360	己巳	76	420	己巳	76	480	己巳	76	540	己巳	76	600	己巳	76	660	己巳	76	720	己巳	76	780	己巳	76	840	己巳	76	900	己巳	76	960	己巳	76	1020	己巳	76	1080	己巳	76	1140	己巳	76	1200	己巳	76
-1191	庚午	-1131	庚午	17	-1071	庚午	77	-1011	庚午	17	-951	庚午	77	17	-891	庚午	77	-831	庚午	77	-771	庚午	77	-711	庚午	77	-651	庚午	77	-591	庚午	77	-531	庚午	77	-471	庚午	77	-411	庚午	77	-351	庚午	77	-291	庚午	77	-231	庚午	77	-171	庚午	77	-111	庚午	77	-60	庚午	77	0	庚午	77	60	庚午	77	120	庚午	77	180	庚午	77	240	庚午	77	300	庚午	77	360	庚午	77	420	庚午	77	480	庚午	77	540	庚午	77	600	庚午	77	660	庚午	77	720	庚午	77	780	庚午	77	840	庚午	77	900	庚午	77	960	庚午	77	1020	庚午	77	1080	庚午	77	1140	庚午	77	1200	庚午	77
-1190	辛未	-1130	辛未	18	-1070	辛未	78	-1010	辛未	18	-950	辛未	78	18	-890	辛未	78	-830	辛未	78	-770	辛未	78	-710	辛未	78	-650	辛未	78	-590	辛未	78	-530	辛未	78	-470	辛未	78	-410	辛未	78	-350	辛未	78	-290	辛未	78	-230	辛未	78	-170	辛未	78	-110	辛未	78	-60	辛未	78	0	辛未	78	60	辛未	78	120	辛未	78	180	辛未	78	240	辛未	78	300	辛未	78	360	辛未	78	420	辛未	78	480	辛未	78	540	辛未	78	600	辛未	78	660	辛未	78	720	辛未	78	780	辛未	78	840	辛未	78	900	辛未	78	960	辛未	78	1020	辛未	78	1080	辛未	78	1140	辛未	78	1200	辛未	78
-1189	壬申	-1129	壬申	19	-1069	壬申	79	-1009	壬申	19	-949	壬申	79	19	-889	壬申	79	-829	壬申	79	-769	壬申	79	-709	壬申	79	-649	壬申	79	-589	壬申	79	-529	壬申	79	-469	壬申	79	-409	壬申	79	-349	壬申	79	-289	壬申	79	-229	壬申	79	-169	壬申	79	-109	壬申	79	-60	壬申	79	0	壬申	79	60	壬申	79	120	壬申	79	180	壬申	79	240	壬申	79	300	壬申	79	360	壬申	79	420	壬申	79	480	壬申	79	540	壬申	79	600	壬申	79	660	壬申	79	720	壬申	79	780	壬申	79	840	壬申	79	900	壬申	79	960	壬申	79	1020	壬申	79	1080	壬申	79	1140	壬申	79	1200	壬申	79
-1188	癸酉	-1128	癸酉	20	-1068	癸酉	80	-1008	癸酉	20	-948	癸酉	80	20	-888	癸酉	80	-828	癸酉	80	-768	癸酉	80	-708	癸酉	80	-648	癸酉	80	-588	癸酉	80	-528	癸酉	80	-468	癸酉	80	-408	癸酉	80	-348	癸酉	80	-288	癸酉	80	-228	癸酉	80	-168	癸酉	80	-108	癸酉	80	-60	癸酉	80	0	癸酉	80	60	癸酉	80	120	癸酉	80	180	癸酉	80	240	癸酉	80	300	癸酉	80	360	癸酉	80	420	癸酉	80	480	癸酉	80	540	癸酉	80	600	癸酉	80	660	癸酉	80	720	癸酉	80	780	癸酉	80	840	癸酉	80	900	癸酉	80	960	癸酉	80	1020	癸酉	80	1080	癸酉	80	1140	癸酉	80	1200	癸酉	80
-1187	甲戌	-1127	甲戌	21	-1067	甲戌	81	-1007	甲戌	21	-947	甲戌	81	21	-887	甲戌	81	-827	甲戌	81	-767	甲戌																																																																																																				

例として、1つには、仏滅年代を論じる箇所が慧思の真撰であれば、従来の理解のように、慧思が三時思想を踏まえた上での末法思想をいち早く意識した人物であることを補強できる。その場合、『歴代三宝紀』や『魏書』「釈老志」において、B群の前609年（壬子）説が用いられつつも、A群も一定程度は認知され、定着していたと考えなければならない。

2つには、もし該当箇所が後世の偽撰にあたるのであれば、それは、仏滅年諸説 A群の60年周期のズレを意図的に用いたものといえよう。当然それは唐代の激しい道仏論争を経た時代に付加された可能性が高い。

いずれの仮説も、十分に立証しうるものではないが、仏滅年諸説の整理によって、未解決の課題に対する何らかのアプローチになるのではないかと考える。

## おわりに

本稿では、仏滅年諸説に関する情報として、法琳の著作に見られる記述を追加し、それらを総合的に検討してきた。護法僧として知られる法琳の生涯、周囲のネットワークを概観すると、国家との関係、道教との対立の構図が見えてくる。そのなかで法琳が提示した穆王五十二年入滅説は、釈尊と老子、仏教と道教の先後を論ずる際に重要な論点となり、後世へと定着していく。ただ、その影響力はそれらの議論だけにとどまらなかった。仏教の時代観である三時思想と合わさることで、末法思想の流行を生み出すことになる。穆王五十二年入滅が定着しなければ起こらない事態である。仏教界の危機的状況、衰退の様子は、三時思想を踏まえた上での末法思想として、その後、様々な文献などを追い風として広まっていった。藤善真澄氏は次のように簡潔に説明している。

南北朝の末ごろには、法滅の意識がつよまり、仏・道論争の間に中国人らしい年代比定がなされ、やがて見舞った廃仏の悲劇が、決定的な作用を及ぼしたことは間違いないのである<sup>xv</sup>。

ここでいわれていることは、末法思想、道仏論争、仏滅年代論という3つの関係性のことである。この説明をうけて、隋唐代の歴史に関する認識について述べることでおわりとしたい。

従来、末法思想は北周の廃仏との関係で論じられることが多く、その延長として浄土教の興隆が語られる。ただ、その直線的に連なった連結は、認識の変更が必要かもしれない。北周の廃仏が即座に三時思想を踏まえた上での末法思想へとつながったわけではなく、そこには同じく仏教の危機的状況を招く道仏論争という大きな問題が関係していた。その課題解決に必要であった仏滅年の算出という作業が、結果的に三時思想を踏まえた上での末法思想の形成へと繋がった。末法思想、道仏論争、仏滅年代論をこのような次第で捉えることができるだろうか。

## 注

<sup>i</sup> これまでに発表した論考は以下の通り。

「中国における仏滅年代の認識」(『筑紫女学園大学人間文化研究所年報』32、2021)

「『歴代三宝紀』と仏滅年代」(『筑紫女学園大学人間文化研究所年報』33、2022)

「費長房による仏滅年代の選択」(真宗学会第七十五回大会研究発表要旨、『真宗学』146、2022)

また、末法思想および『大集経』について、化身土巻末研究会編『仏教と親鸞の宇宙観『教行信証』化身土巻末の研究(2)』(人間文化研究所モノグラフシリーズ1、筑紫女学園大学人間文化研究所、2018)のなかで論じており、そこに先行研究の指摘なども整理した。本稿関連箇所として「『大集経』成立事情」(宇野)、「『大集経』漢訳」(真名子)、「末法思想との関連」(真名子)を参照。

<sup>ii</sup> 隋唐時代の仏教と国家、道教と仏教の対立などの状況については、沖本克己編『新アジア仏教史7 中国Ⅱ興隆・発展する仏教』(佼成出版社、2010)のうち、吉川忠夫「第1章 隋唐仏教とは何か」において情報が整理されており、先行研究も紹介されている。

<sup>iii</sup> 法琳の生涯と著作についての詳細は、中西久味氏の以下の論考を参照。

中西久味「法琳雑記」(『比較宗教思想研究』2、2002)

中西久味「法琳雑記(続)」(『比較宗教思想研究』4、2004)

なお、中西氏は数多くの資料の記述を引用しながら論を展開するが、基本的な資料のうち、比較的古い成立となる資料としては、次のようなものが挙げられる。

・虞世南「襄陽法琳法師集序」(法琳『破邪論』、『大正蔵』52.474c)

・陳子良「弁正論序」(法琳『弁正論』、『大正蔵』52.489c)

・道宣『統高僧伝』二四「護法編下」法琳伝(『大正蔵』50.636b)

・道宣『集古今仏道論衡』丙(『大正蔵』52.380c)

・道宣『大唐内典録』五(『大正蔵』55.281b)

・彦琮『唐護法沙門法琳別伝』上(『大正蔵』50.198b)

<sup>iv</sup> 各人の伝記において法琳との関係を記す箇所は以下の通りである。引用元はいずれも『大正蔵』所収の道宣『統高僧伝』である。基本的にテキストの底本となるのは高麗新羅本であるが、巻二四「護法編下」道会伝のみは明本をもとに増補された箇所となる。

道宣『統高僧伝』三「訳経篇三」①波頗伝(『大正蔵』50.440a)

至三年(629)三月、上以「諸有非楽、物我皆空。眷言真要、無過釈典。流通之極、豈尚翻伝」。下詔所司、搜揚碩德備經三教者一十九人、於大興善、創開伝訳。沙門慧乘等証義、沙門玄謨等訳語、沙門慧曠・慧浄・慧明・法琳等級文。

道宣『統高僧伝』三「訳経篇三」③慧浄伝(『大正蔵』50.443a.446a)

和琳法師初春法集之作曰「鷲嶺光前選、祇園表昔恭 …

沙門法琳、包括經史、摘揆昔聞。承破邪疑、迺致書曰「近覽所報辛中舍『析疑論』、詞義包拳、比喻超絶。璀璨眩離朱之目、鏗鏘駭師曠之耳 … 琳謝病南山、棲心幽谷 … 略申片意、謹此白書」。

道宣『統高僧伝』一一「義解篇七」⑦彭淵(『大正蔵』50.511c)

弟子法琳、夙奉遺蹤、敬崇徽緒、於散骸之地、為建仏舍利塔一所、用津靈徳、立銘表志云。

道宣『統高僧伝』一七「習禅篇二」③智顛（『大正蔵』50.568a）

又終南山龍田寺沙門法琳、夙預宗門、觀伝戒法。

道宣『統高僧伝』一九「習禅篇四」⑬智蔵（『大正蔵』50.587a）

京師慈門寺沙門小曇、欽蔵素業。為建碑于寺門之右。穎川沙門法琳製文。

道宣『統高僧伝』二四「護法篇下」②慧乗（『大正蔵』50.634b）

門人道璋、先奉遺旨、於南山谷口焚之。私斂余灰、還於勝光起塔。沙門法琳、為製碑文、見于別集。

道宣『統高僧伝』二四「護法篇下」④法琳（『大正蔵』50.636b）

※略

道宣『統高僧伝』二四「護法篇下」⑨道会（『大正蔵』50.642c）

武皇登遐、入京朝覲、因与琳師同修『弁正』。

道宣『統高僧伝』二五「感通篇上」⑳僧朗（『大正蔵』50.651a）

襄陽法琳、素与交遊。奉其遠度、因事而述。故即而叙之。

<sup>v</sup> 法琳の学問的な系譜については、天台系あるいは三論系とする説があるようである。智顛との関係については、中西前掲論文「法琳雑記」にて詳細に論じられている。そこでは、道宣『統高僧伝』一七「習禅篇二」智顛伝の「手度僧衆、四千余人…五十余州道俗、受菩薩戒者、不可称紀」（『大正蔵』50.568a）の広範囲に数多くの弟子がいたとする記述をもとに「智顛ゆかりの門下の一人に数えておくのがまず穩当であるように思われる」と結論づけている（9頁）。

<sup>vi</sup> 本研究では、仏滅年の算定条件を次のように定めた。

- ・帝王年による表記を確定の条件としない
- ・逆算による表記によって仏滅年を算出、干支による表記と一致した場合、仏滅年を確定とする
- ・逆算による表記のみの場合、計算結果が1年目を示す年を暫定的に仏滅年とする

<sup>vii</sup> 道宣『広弘明集』十一「弁惑篇七」（『大正蔵』52.163a）

法琳『破邪論』 五十二（校異）-

道宣『広弘明集』 五十二（校異）五十三<元><明>

<sup>viii</sup> 彦琮『唐護法沙門法琳別伝』中（『大正蔵』50.207b）。詳細については、前掲論文「中国における仏滅年代の認識」を参照。

<sup>ix</sup> 道宣『統高僧伝』二三「護法篇上」曇無最伝（『大正蔵』50.624c）

道宣『集古今仏道論衡』甲「魏明帝登極召沙門道士対論、敍仏道先後事」（『大正蔵』52.369b）

道宣『広弘明集』一「帰正篇」（『大正蔵』52.100c）

法琳『破邪論』 五十二（校異）-

道宣『統高僧伝』 五十二（校異）-

道宣『仏道論衡』 五十三（校異）五十二<三><宮>

道宣『広弘明集』 五十二（校異）五十三<三><宮>

<sup>x</sup> 費長房『歴代三宝紀』一「帝年上周・秦」（『大正蔵』49.23a）

<sup>xi</sup> 『年曆帝記』は『隋書』「経藉志」、『旧唐書』「経藉志」に姚恭撰として記録が残る。

『隋書』三三「経藉志一」（修訂本『隋書』33.1090）

『年曆帝記』三十卷「姚恭撰」



『旧唐書』四六「経藉上」(中華書局本『旧唐書』46.1996)

『年曆帝記』二十六卷 姚恭撰

xii 彦琮『唐護法沙門法琳別傳』中(『大正藏』50.207b)

又問法師曰「論第五云、依『姚長謙曆』云〈仏は周昭王甲寅歳生、穆王壬申之歳始滅度〉者、因何。法頭為伝云〈聖殷王時生〉、推於『像正之記』言〈仏は周平王世出〉、道安作論〈確執桓王〉。長房為『録』固言〈庄代〉…

周穆王五十二年壬申之歳、二月十五日、仏年七十九、方始滅度。

故『涅槃經』云「二月十五日、臨涅槃時、出種種光、大地六種震動、声至有頂、光遍三千」。

即『周書異記』云〈穆王即位五十二年壬申之歳、二月十五日平旦、暴風忽起、撥損人舍、傷折樹木、山川大地皆悉震動…

始自昭王二十四年甲寅之歳、誕応已来、至今大唐貞観十三年己亥之歳(639)、正經一千六百一十八一十八者、恐六十六之錯載」。

xiii 前掲論文「『歴代三宝紀』と仏滅年代」を参照。

xiv 慧思『立誓願文』の真撰・偽撰の議論については、以下の論考を参照。

恵谷隆戒「南岳慧思の立誓願文は偽作か」(『印度学仏教学研究』6-2、1958)

若江賢三「中国における正像末三時の年代観」(『東洋哲学研究所紀要』5、1989)

山野俊郎「南岳慧思の『立誓願文』」(『大谷学報』67-2、1987)

山野俊郎「南岳慧思の『立誓願文』に関する一試論」(『仏教学セミナー』58、1993)

恵谷氏は偽撰、若江氏は真撰を主張し、山野氏は「自著年譜」の部分のみ後世のものではないかとする。また、若江氏と仏滅年代の議論を交わした楠山氏の論考は以下の通り。

楠山春樹「釈迦生滅の年代に関する法琳の所説(一)」(『国訳一切経 和漢選述部』護教部第四卷月報、1980)

楠山春樹「中国仏教における釈迦生滅の年代」(平川彰博士古稀記念会編『仏教思想の諸問題』、春秋社、1985)

楠山春樹「再論、中国仏教における釈迦生滅の年代」(牧尾良海博士喜寿紀年論集刊行会『儒・仏・道三教思想論攷』、山喜房仏書林、1991)

xv 藤善真澄『隋唐時代の仏教と社会』(白帝社、2004)55頁。

## 【付記】

本研究はJSPS 科研費22K12977の助成を受けたものである。

(まなこ あきまさ：人間文化研究所 客員研究員)